

平成10年度障害者介護等サービス体制整備 支援試行的事業（身体障害者）の実施について

平成10年7月24日

厚生省大臣官房障害保健福祉部長、障第433号

障害者が地域において自立した生活を営み、社会参加をしていくためには、公的サービス等の社会資源の充実とともに、これらを有効に活用できるように支援する体制が整備されなければならない。

特に、複合的なニーズ（需要）を有する障害者に対しては、必要とする複数の社会資源を適切に活用できるように調整を図り、生活を支援するための機能が必要とされる。

このため、障害者施策の実施にあたり、介護等支援サービス（ケアマネジメント）体制を全国的に整備することとし、国においては、身体障害、精神薄弱及び精神障害それぞれについて介護等支援サービスのあり方を検討し、介護等支援専門員養成指導者研修を行うとともに、各都道府県・政令指定都市に

おいては、障害者介護等サービス体制整備支援試行的事業の実施をお願いしているところである。

については、今年度においては、別紙のとおり「障害者介護等サービス体制整備支援試行的事業（身体障害者）実施要綱」を定め、本年8月1日より実施することとしたので、内容を御了知の上、関係者に対し本事業を周知するとともに、積極的な実施に努められたい。

なお、平成9年9月25日障企第385号本職通知「身体障害者介護等サービス体制整備支援試行的事業の実施について」は廃止する。

〔別紙〕

障害者介護等サービス体制整備支援試行的事業（身体障害者）実施要綱

1 目的

本事業は、複合的なニーズ（需要）を有する在宅の身体障害者の生活を支援するため、福祉・保健・医療サービス等の介護等支援サービス（ケアマネジメント）の実施体制のあり方、介護等支援サービス機関と関係諸機関との連携のあり方、各種サービスの整備のあり方等について検討を行うとともに、介護等支援専門員の養成を行い、介護

等支援サービスを試行的に実施することにより、今後の介護等サービス体制の整備に資することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

3 実施内容

(1) 都道府県等障害者介護等サービス体制整備検討委員会

ア 都道府県等は、福祉・保健・医療関係者及び身体障害者団体の代表等で構成される都道府県等障害者介護等サービス体制整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

イ 検討委員会は、介護等サービス体制の整備に関する次の事項について検討を行う。

（ア）介護等支援サービス試行的事業の実施に関すること

（実施市町村の選定、介護等支援サービス実施機関の選定、介護等支援専門員の選定、対象者の選定等）

（イ）介護等支援サービス実施体制における都道府県、障害保健福祉圏域、市町村の役割（3圏域の役割の明確化と連携のあり方等）

（ウ）介護等支援サービスにおける相談・支援体制のあり方

（エ）介護支援サービス機関の設置・運営のあり方

（介護等支援サービス機関を具体的にどこに設置するかを検討、都道府県内の適正配置の考え方等）

（オ）介護等支援サービスにおける関係機関との連携のあり方

（介護等支援サービス機関と、福祉・教育・雇用等の行政機関、サービス事業者、医療機関、障害者団体等、関係諸機関との連携体制等）

（カ）介護等支援サービスに必要とされる人材のあり方

（介護等支援専門員の養成研修、確保の方法及びその他介護等支援サービスに携わる者の確保等）

（キ）介護等支援サービスに必要とされる社会資源の種類と量の現状及び整備のあり方（介護等支援サービス試行的事業を通じて必要と判断された社会資源の種類と量の

把握、都道府県内における現状、不足する場合の今後の整備のあり方等）

（ク）介護保険制度における介護支援サービス（ケアマネジメント）実施体制との関連性（障害者の介護等支援サービス体制が実施される際の連携・協力のあり方等）

（ケ） その他検討委員会で検討が必要と判断された事項

ウ また、検討委員会は、試行的事業の委託市町村への助言・指導及び実施結果の評価を行う。

エ 検討委員会で検討された内容及び試行的事業の報告・評価等については、平成11年3月31日までに別途通知する様式により、事業報告書を提出すること。

(2) 介護等支援専門員養成研修

ア 研修は、国が実施する身体障害者介護等支援専門員養成指導者研修を受講した者が中心となって実施する。なお、今後、介護等支援サービスが本格的に実施されることとなった場合、多くの介護等支援専門員が必要とされることから、本研修を実施するにあたっては、介護等支援サービス試行的事業を実施する者に限定せず、要件を満たす対象者をできるだけ多く選定し、幅広い養成を検討されたい。

イ 研修期間は5日間とし、研修内容は、身体障害者介護等支援専門員養成指導者研修に準じたものであること。

ウ 研修対象者は、介護保険制度における介護支援専門員実務研修受講試験受験資格者のうち、身体障害者に関する業務に従事しており、5年以上の実務経験を有する者とする。この要件を満たす障害当事者についても、参加できるように配慮すること。

エ 研修を修了した者には、修了証書を授与することとする。

（3）介護等支援サービス試行的事業

ア 介護等支援サービス試行的事業（以下「試行的事業」という。）は、都道府県が選定した市町村に委託して実施する。（指定都市は、管内の全域もしくは特定の地域において実施する。）

イ 試行的事業は、市町村が直接行うほか、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者日帰り介護（デイサービス）センター、障害者生活支援事業の実施機関等、介護等支援サービスを適切に実施できるものに市町村が再委託して実施することができる。

ウ 試行的事業の対象者は20名以上とし、総合相談窓口相談に来た者のうち、複合的なニーズを有する者及び特別障害者手当受給者等から適宜選定すること。その場合、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、内部障害者の他、視覚障害と他の身体障害との重複者、聴覚障害と他の身体障害との重複者、身体障害と精神薄弱又は精神障害との重複者が含まれるようにする。

エ 試行的事業は、別添「身体障害者介護等支援サービス指針」に基づき、複合的なニーズを有する身体障害者に対し、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保するため、介護等支援専門員を中心として、ニーズを満たす複数のサービスを適切に結びつけ、調整を図り、当事者本人の意志を尊重しつつ、介護等サービス計画書を作成し、サービスを提供する。

オ 市町村は、試行的事業の実施終了後、介護等サービス計画書作成の状況等の他、介護等支援サービスを実施していく上での必要な事項や問題点等を都道府県に報告する。

4 事業実施上の留意事項

（1）試行的事業は、介護等サービス計画書の作成を行い、介護等サービス計画書に基づくサービス提供を実施することを原則とする。計画書に基づくサービス提供が困難な場合には、提供できるサービスとできないサービスを明確にすること。

（2）試行的事業の利用者に対しては、試行的事業の趣旨を十分に説明し、円滑に協力が得られるようにする。

（3）検討委員会委員、都道府県・市町村職員、その他試行的事業の実施に参画した関係者等は、本事業において知り得た個人に関する秘密を他に漏らしてはならない。

5 経費の負担

この実施要綱により行う事業に要する経費については、別に定めるところにより国庫補助を行うこととする。